

- 現状、相続税路線価については、約37万地点の標準地を設定して評定を行っており、その際、原則として地価公示地の全地点を活用しているほか、国税当局で約26,000地点の鑑定標準地を設定している。

(注) 国税当局で設定する鑑定標準地の報酬単価は、1地点当たり73,900円

- こうした中で地価公示については、令和7・8年度において地価公示地点が実質的に減少（各430地点）するものと承知しており、国税当局としては、まずは、それを補填する必要があるため、それに加えて予算をいくら捻出できるか現時点では見えないところ。
- しかしながら、国税当局としては、適正な評価を維持しつつ、予算執行の効率化に向けて、外部調査機関を交えた形による評定コストの合理化に向けた基準作りや、倍率地域※への移行を進めることとしており、それらにより捻出された予算を鑑定報酬の単価引上げに充て対応してまいりたい。

※ 固定資産税評価額に、地価事情の類似する地域ごとに定めた評価倍率を乗じて土地の評価額を算出する地域。路線価地域に比して必要となる標準地数が少ないため、予算執行の効率化に寄与する側面がある。